

議案第 5 1 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、近年の各種の蓄電池設備の普及状況等を踏まえ、合理化の観点からその設置要件等の見直しが図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 蓄電池設備に係る設置要件等の合理化

(1) 蓄電池設備の対象範囲の変更（第 1 3 条関係）

蓄電池設備の対象となる要件について、電気の容量に係る基準を蓄電池容量（キロワット時）を単位とするほか、次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
ア 蓄電池容量が 2 0 キロワット時を超えるもの	定格容量と電槽数の積の合計が 4, 8 0 0 アンペア・アワー・セル以上のもの
イ 蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のもの（一定の出火防止措置が講ぜられているものを除く。）	

(2) 位置、構造及び管理の基準の整備（第 1 3 条関係）

蓄電池設備の種別及び安全性に応じ、その位置、構造及び管理の基準を整備することとする。

(3) 火を使用する設備等の届出対象の変更（第 4 4 条関係）

消防長への設置の届出を要する蓄電池設備は、蓄電池容量が 2 0 キロワット時を超えるものとする。

2 木炭を燃料とする炭火焼き器に係る離隔距離に関する基準の緩和（別表第 3 関係）

木炭を燃料とする炭火焼き器に係る建築物の部分等に対する離隔距離について、従来適用されていた炉と同等の基準を見直し、次のように定めることとする。

(単位 センチメートル)

区 分	上 方	側 方	前 方	後 方
建築物等が不燃以外の場合	100	50	50	50
建築物等が不燃の場合	80	30	—	30

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 6 年 1 月 1 日